

原三溪市民研究会会則の改正 新旧対照表

平成 26 年 3 月 8 日改正

(※下線部は改正箇所)

改正後	改正前
<p>(任期)</p> <p>第 6 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附則 (平成26年3月8日)</u></p> <p><u>この会則は、平成26年3月8日から施行する。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第 6 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。<u>ただし 2 期を超えて連続して再任されてはならない。</u></p> <p>(以下略)</p>